

ゲノム編集食品の後代交配種について

日本消費者連盟元共同代表、現顧問

天笠啓祐

現在の状況を踏まえて

バイオハザードへの警告

ゲノム編集という不安定な技術とその問題点について

ヒト胚、動物をめぐる状況

消費者の権利

1962年にケネディ米大統領が提唱

安全である権利、知らされる権利、選択できる権利、意見を反映させる権利

1975年にフォード大統領が付け加え

消費者教育を受ける権利

1980年に国際消費者機構（CI）が確立したもので、

消費生活の基本が保証される権利、救済を求める権利、健康な環境を求める権利

2004年に消費者基本法に明記される

ゲノム編集食品に関してその権利がない

消費者の知る権利・選ぶ権利として食品表示を行うべきである

食品表示の大切さ

例としてのシンプロット社のRNAi ジャガイモについて

食品表示ためには届け出の義務化が必要

厚労省の段階が重要である

ゲノム編集食品について

ゲノム編集作物、飼料、食品に関して、2018年7月に欧州司法裁判所が下した判断に基づき、また予防原則に基づき、遺伝子組み換え作物、飼料、食品と同等に扱うことを求める

後代交配種について

ゲノム編集技術はまだ未成熟な技術であり、また生命体自体、未知な領域や要因が多すぎるため、何が起きるか分からないと考えるのが、常識である。

後代交配種になると、さらに複雑な要因が重なる

少なくとも遺伝子組み換え技術応用食品と同等に扱うべきである

届け出の義務化を求める

届け出が行われなければ表示ができなくなり、ゲノム編集したことが分からなくなる

これは消費者の知る権利・選ぶ権利を奪うものである